

# SCOPE

未来への  
羅針盤  
スコープ

Feb. 2018  
No.200

2  
月号

ありがとう  
SCOPE  
創刊



号

## 好評連載

徳田孝司の「月刊マルトク堂」  
もう悩まない事業承継・M&A徹底解説  
「ぶらトク」下北沢で瓢箪アートに挑戦！

## お役立ち！

税務・税金の話  
医療ステーション

# CONTENTS

## 01-03

### ありがとう SCOPE創刊200号

04 ●税金Q&A  
医療費控除について

05 ●医療ステーション  
コミュニケーション力

06 ●税金  
投資に関する税制優遇制度について

07 ●国際税務  
租税条約の特典条項について

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説  
M&Aを活用した事業承継の進め方 株式譲渡契約書①

09 ●コラム  
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム  
徳田孝司の  
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く  
「ぶらトク」

今月号のテーマ

「SCOPE創刊  
200号  
によせて」

今月の執筆者にはSCOPE創刊200号によせてコメントをいただいています。

「SCOPE創刊  
200号  
によせて」

S T A F F

発行人  
徳田孝司

編集総責任者  
佐脇ゆかり

広報室  
佐脇ゆかり  
東方実菜子

編集長  
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)  
編集  
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)  
亀井祐美子(ラユニオン・パブリケーションズ)  
生出祐子(And-Fabfactory)

デザイン  
片寄雄太(And-Fabfactory)  
東方実菜子(社・本郷 税理士法人)

撮影  
吉永和志  
ライター  
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ  
印刷所 株式会社三千和商工  
配送 株式会社レーベル

©SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は  
社・本郷 税理士法人  
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6  
JR新宿ミライナタワー28階  
TEL:03-5323-3312 広報室  
Mail:scope@ht-tax.or.jp



Thank you  
SCOPE  
No.200

# ありがとう SCOPE 創刊200号

## 徳田孝司 (SCOPE 発行人)

公認会計士 / 税理士

辻・本郷 税理士法人 理事長

現在のSCOPE誌面において、資産家・経営者向けのコラム『マルチク堂』の執筆や、人気コンテンツの『ぶらトク』に登場。創刊号にもコラムを寄稿するなど、誕生時からSCOPEと付き合いは深い。



いまから16年前の2001年6月、辻・本郷 税理士法人の会報誌が誕生しました。当時の名称は、『HONGO's SCOPE』。最初は全8ページの冊子でした。『SCOPE』と名を変え、16ページ・フルカラーとなった現在までの、200号の歩みに迫ります。

机の上に並べられたこれまでのSCOPE。その記念すべき第1号を眺めていた徳田理事長は、「懐かしいねえ。みんな若いなあ」と、感無量の様子。「まさか、理事長になるなんて思ってなかったよ。ただの一社員、一読者。HONGO's SCOPEを見ると、メンバーの仕事が一目で分かるので、毎号、読んでいましたよ」と話すとおろ、以前から社内の情報共有資料としての役割もあったようです。

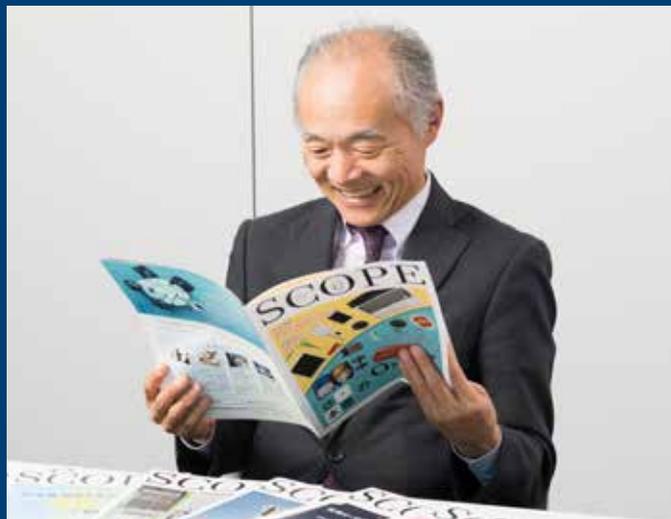
2016年5月号のSCOPEのリニューアルにおいて最も影響を受けた人は、他ならぬ徳田理事長自身です。資産家・経営者向けコラムの『マルチク堂』の執筆開始をはじめ、人気企画の『ぶらトク』にも登場。より深く関わるようになりました。「多くの人が、ぶらトク見ましたよ！なんて言ってくれるものだから、気恥ずかしいのが半分、読んでくれたんだという喜びが半分です。以前は本郷会長の人気企画

『新・東京散歩』というレストランリポートがありましたが、それと同じ役割なのだろうと、特になんぼっています」と話す理事長ですが、まさかSCOPEで「書き初め(187号)」をしたり、「ヒップホップダンス(198号)」をすることは思っていなかったそうです。

これからの方針を理事長に質問すると、「もっと読者との距離が縮まる媒体にしていきたいですね。税務と辻・本郷の両方に親しみを感じていただけるようなページ構成を考えたいね。漢字ばかりで、写真や図が少ないと読みづらいのじゃないかな？ 読者からの反響をいただける仕組みづくりも欲しいね」と未来を見据えていました。

AIやIoTの発達が目覚

ましい現在、新時代の到来は目の前まで迫っています。これまで以上に、SCOPEが読者の皆様と辻・本郷 税理士法人をつなぐ媒体となり、ともに激変の時代を歩むパートナーとして号を重ねていきます。300号でも皆様とお目にかかれることを期待しています。



# SCOPE200号に寄せて

本郷孔洋

辻・本郷 グループ会長 SCOPE 初代編集長



弊社のSCOPEが、200号と聞いて「あーそんなになったの?」という感じです。何となく、始めて何となく17年が過ぎたって正直そんな感じです。

当時、創刊の経緯を、書いてくれと言われましたが、忘れました(笑)。

正直、いつまで続くのかなーと思ったのが、続いて、つくづく良かったなと思っています。とりあえず、私が編集長で始めました。それが良かったかどうかは、疑問ですが……。当時、「東京散歩」という、レストラン体験記事を書かせていました。1か月に一度のレストラン探索ですから、探すのは簡単とたかをくくっていましたが、それが実は大変でして、秘書から「来月のレストランどこにしますか?」と。

これが、地獄だった(笑)。つくづくグルメ雑誌は大したものだと思いますね。私もこの際と思って、

行きたいレストランを選択しました。「本郷さん、いつもこんなにうまいもの食べているの?」等と、皮肉も言われたのでB級グルメもやったのですが、かえって評判が悪くて、ダメでした。そういうもんなんでね。編集長を譲って、レストラン探しをしなくて済むので、今は正直ほっとしています。最後になりますが、創刊から、実質の編集長をしてくださった、元中央公論社の岡田雄次さん、私の秘書だった坂本美紀さんなくしては、SCOPEは、続きませんでした。この場をお借りして御礼申し上げます。

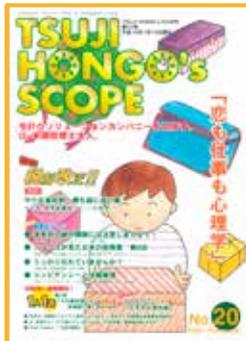
SCOPEも徳田理事長の時代に続き、ぶらトクも面白いですね。是非、頑張ってください。広報の佐脇ゆかりさんも頑張ってるね。



2010年4月号(106号)  
リニューアルした「新・東京散歩」を開始。  
この号から前任の坂本さんが編集担当に。

2003年1月号(20号)

岡田雄次氏が編集主幹に就任、コラム「1人1話」の連載開始。表紙のデザインもイラストに変更。東京散歩の前身「話題のスポット」もスタート。



2005年8月号(50号)

16Pに増ページしての50号は新宿センタービルへの移転記念号。これまでのハイライト記事や、センタービルの紹介や、イラストで紹介する「Tsujii-Hongoの一日」など、楽しい記事がいっぱいでした。



2008年9月  
リーマンショック



2001年6月号(1号)  
8ページ、内面モノクロの会報誌として「HONGO's SCOPE」創刊。2号から12ページに増ページ。

2004年6月  
e-Tax開始

2005年7月  
本部を新宿センタービルに移転



2009年10月号(100号)  
記念すべき100号は編集長・本郷孔洋と、編集主幹の岡田雄次氏による特別対談からスタート。中面も100号までのハイライトを振り返る内容でした。101号からデザインをマイナーチェンジしました。

2002年4月  
本郷会計事務所と  
辻会計事務所が合併  
辻・本郷 税理士法人誕生



2002年8月号(14号)  
「HONGO's SCOPE」から  
「TSUJI HONGO's SCOPE」へ名称を変更。



2004年7月号(37号)  
人気コーナーの「東京散歩」がスタート! 初回は当時オープンしたばかりの『品川アトレ』へ。ライブジャズ&レストランの「TRIBECA」へお邪魔しました。

# SCOPE 創刊200号の歴史

SINCE 2001.6.



**2011年3月号(117号)**  
マンガでわかる「穴子先生の税務調査最前線」の連載がスタート。第1回は「穴子先生登場！女子会開催費用は福利厚生費か？」でした。

2011年3月  
東日本大震災

2010年6月  
エコ・ファースト企業に認定



**2011年9月号(123号)**  
新連載「cuoreC3(クオレ・シー・キューブ)」コラムがスタート。働きやすい職場とは何かをメンタルヘルスとハラスメントの現場から提言する人気コラムに。

2014年4月  
消費税増税5%→8%



**2012年11月号(137号)**  
社・本郷の現地法人からの海外事情の紹介など、グローバルに目を向けた新連載「Global village 地球村」スタート。

**2018年1月号(199号)**  
2018年の新年号。税理士監修による「相続かるた」を掲載しました。

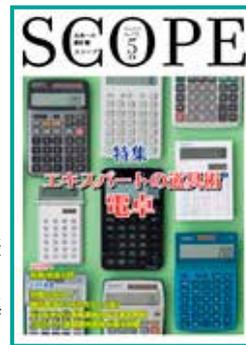


2018

2015年1月  
相続税改正

2016年7月  
本部をJR新宿ミライナタワーに移転

2016年1月  
徳田孝司、理事長に就任  
本郷孔洋は社・本郷グループ会長に



**2017年5月号(191号)**  
税理士なら必ず持っているこだわりの道具「電卓」を大特集。座談会では電卓談義が止まりませんでした。税理士らしい切り口の特集も増えてきました。



**2016年5月号(179号)**  
社内での制作から、専門の編集チームへバトンタッチ。ページ数も12Pから16Pに増ページ。リニューアル号第一弾は「未来へ」をテーマに、本郷会長と徳田理事長の対談を特集としました。徳田理事長の体当たりの体験記が人気の「ぶらトク」もこの号からスタート。

## 元編集者 岡田雄次さん・坂本美紀さんインタビュー

2016年5月の179号でリニューアルし、現在の姿になったSCOPE。それまでの制作を担当した編集主幹の岡田雄次さんと、本郷会長(当時理事長)の秘書を務めた坂本美紀さん(現在は社・本郷 ビジネスコンサルティング)にお話を伺いました。

それぞれ、SCOPEに携わったのは、岡田さんが20号(2003年1月)、坂本さんは106号(2010年4月)から。元・中央公論編集局長の岡田さんは、80年代から親

交のあった本郷会長に「ちょっと見てよ」と頼まれたことがきっかけだったそうです。「特に本郷先生から依頼や指示はありませんでした。でも、見てよというのは、最後の仕上げまで責任を持つこと。大事なことは編集者と執筆者と読者がいつも一体であることを意識して編集することです。」

編集者として活躍した坂本さんは、岡田さんからさまざまなことを学んだようです。「表紙のタイ

ルが特に大切だと教わりました。編集とはつまりは目次づくりとも。厳しさと温かさで面白さが常にある編集作業でした。」

これからのSCOPEに対しては、「サブタイトルの『未来への羅針盤』のままに、時代を導く会報誌を目指してください」と岡田さん。坂本さんは「これからもコツコツと積み重ねていきましょう」とメッセージをくれました。

ぎもん・しつもん・お答えします

# 税金 Q&A

## 医療費控除について

### Q uestion

私は、サラリーマンです。給与収入以外の所得はありませんが、去年は、自分の歯科医に支払ったインプラント治療代、妻の出産費用、および母の介護老人施設の施設サービス利用料などの多額の医療費がありました。確定申告をすれば所得税が還付されると聞きました。「医療費控除」の概要と申告にあたって注意すべき点を教えてください。

税金Q&Aでは皆さんの  
税金への疑問にお答えいたします。  
税務に関する質問を  
[scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp) まで  
お寄せください。

### A nswer

本欄を皆様ご覧になる頃には、平成29年分の所得税の確定申告が始まっているものと思います。税理士法人にとって一年で一番忙しい時期になります。

ご質問は「医療費控除」に関するものです。適正な申告をして、所得税の還付を受けてください。所得税の申告は、ご自分でもできますので、国税庁のホームページをご覧になるか、所轄の税務署に足を運んでみてください。

「医療費控除」とは、自己または自己と生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる所得税の計算の仕組みのことをいいます。以下、注意すべき点を述べます。

- ①「医療費控除」は、会社等で行う年末調整では行うことができず、必ず「確定申告」を行うことが必要となります。
- ②「医療費」は、いつ治療を行ったかという発生主義ではなく、前年に実際に支払った現金主義をもとに計算します。
- ③実際に支払った「医療費」から、生命保険給付金や健保組合等からの出産費など医療費を補てんする金額を差し引いた金額が対象となります。
- ④病院や薬局に対して支払った「医療費」のほかに、検査費用や通院費用も対象とすることができます。ただし、タクシーやバス、電車等の交通手段は対象となりますが、自家用車で通院した場合にはガソリン代等は対象外となります。

また、昨年までは「領収書」等を添付する必要がありましたが、今年からは原則として「医療費控除の明細書」を添付し、「領収書」は5年間自宅で保存の義務があります。ただし、昨年まで健保組合等が発行する「医療費のお知らせ」は「領収書」の代わりとはなりませんが、今年からは要件を満たせば「領収書」の代わりとすることができるようになりました。

「医療費控除」の金額は、10万円と総所得金額の5%相当額のいずれか低いほうの金額が、適用下限額でしたが、選択適用で「セルフメディケーション税制」(特定の医薬品購入費が対象で下限が1万2千円)を選ぶことも可能となりました。ご不明な点があれば弊社の担当等におたずねください。

「SCOPE創刊  
200号  
よせて」

本誌が200号になりました。筆者は2010年1月号から毎回コラムを書いています。題材には毎回苦労していますが、いつのまにか100回になりました。今後ご愛読をお願い申し上げます。(小林)



# 医療ステーション vol.11

医療現場で経営が行き詰まって前に進まないときに、多職種間のコミュニケーション力の発揮によってその課題が解決され、大きな果実を得ることができた事例を紹介いたします。



恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問

▲社・本郷 SCOPE  
ヘルスケアコラム

## コミュニケーション力

今回は、私がコミュニケーション力の大切さを痛感した事例を紹介したいと思います。

私が事務長をしていた病院では、診療科ごとにベッド数を割り振っていたため、空床のある診療科のベッドに入院させられず、満床の診療科は入院を断る状況が続いていました。病床利用率は70%台で経営的には厳しい状況でした。そんな中、37歳の整形外科の医師が赴任してきました。外来患者への接遇がよく、手術もたいへん上手いため口コミでその医師の評判があつという間に広がりました。ところが診療科ごとにベッド数が割り振られていたために手術件数はすぐに頭打ちになりました。それを見かねた外科部長からの発案で病床利用率が83%を超えたら毎朝病床委員会を開催することになりました。

コアメンバーは外科部長、内科部長、病棟看護師長で、入院患

者の病状についてのカンファレンスを行い、病状に合わせ回復期リハビリ病棟と療養病棟への転棟についてスケジュールなどを決め始めました。

そして診療科ごとのベッドの割り振りを撤廃し風通しの良い環境に変わりました。

整形外科の手術件数が伸び、競うように消化器外科の手術件数も伸びました。そして今まで手術に消極的だった泌尿器科の手術件数も増えました。なにより手術室の看護師(オペ看)の主任がたいへん前向きに対応してくれたことも大きな支えでした。救急車の搬入件数が増加して消防署からの信頼も厚くなり、地元住民の健康維持に貢献していることを実感しました。泌尿器科の医師と手術後、焼酎をお互い痛飲したことは今でも覚えています。

有資格者がコミュニケーション力を発揮し、チーム医療を実践すると医療の質・量において予想をして

いなかったような結果が出ます。経営的にも結果としてかなりの増収、増益となりました。

医療現場でのコミュニケーションにおいて、電子メールによる情報発信では限界があります。メールには多くの人に、同じ情報を同時に伝えられるなど大きなメリットがあります。

しかし、個別の話やリスクにつながりそうな話など、悪い情報はメールではなく、時をおかずに直接対面で相手に伝える方が正解ではないでしょうか？ 事が発生・拡大した場合、「私は○月○日にメールしたでしょう。見ていなかったのですか。」と言っても無意味な言い訳です。人の命にかかわることなのですから。

医療従事者は本当に忙しいと思います。1日100件以上のメールを1件1件チェックしている時間はありません。顔を知り、性格を知り、表情の癖を知りながら意思を伝達し、やりとりをすることが重要です。

「SCOPE創刊  
200号  
によせて」

SCOPE200号発刊おめでとうございます。私は税理士業界に対して昨日の続きが今日で、今日の続きが明日という保守的なイメージを持っていましたが、社・本郷グループは違うと思います。絶えず新しいことにチャレンジし、研鑽し、ビジネス化しています。将来は社会の変化を見据え、時代が求めていることを先取りしプロダクトしてゆく最強のグループという未来像を描いております。(恒吉)

## 投資に関する税制優遇制度



渡邊 裕士

(わたなべゆうし)

●北九州事務所

2014年1月に「NISA」がスタート、2018年1月から新しく「つみたてNISA」がスタートしました。さらに「iDeCo(個人型確定拠出年金)」を含め、3つの制度の内容と、投資に関する税制優遇制度の違いについて解説します。

## (1) NISAについて

「NISA」とは「少額投資非課税制度」の愛称で、個人投資家の中長期の資産運用を応援する制度とし

て2014年1月にスタートしました。通常ならば運用益には20.315%の税金がかかりますが、このNISA口座で発生した運用益は非課税となります。

対象年齢は20歳以上、非課税投資枠は毎年120万円が上限となっており、非課税期間は最長5年間、投資可能期間は2023年までとなります。

## (2) つみたてNISAについて

2018年1月から新しく「つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)」がスタートしました。対象年齢は従来のNISAと同じく20歳以上になりますが、最長20年間にわたって口座で発生した運

用益は非課税となります。また、毎年の非課税投資枠は40万円と従来のNISAに比べると低いですが、総額で見ると最大800万円となり、従来のNISAよりも多く投資することができます。投資可能期間は2037年までとなります。このつみたてNISAは非課税対

象商品が金融庁の認めた商品のみとなっており、従来のNISAに比べると選択の幅が狭くなっています。これはつみたてNISAが長期・積立・分散投資を支援する制度のためです。また、従来のNISAとつみたてNISAは併用できないことに注意が必要です。

## (3) 個人型確定拠出年金について

「iDeCo(個人型確定拠出年金)」といわれ、加入者が月々の掛金を拠出し、予め用意された金融商品で運用し、60歳以降に年金または一時金として受け取れる制度です。この金融商品の運用益に関してはNISAと同様に非課税として扱われます。投資限度額は条件により年間14.4万円から81.6万円と異なります。今までは毎月拠出するしかありませんでしたが、2018年以降は年単位で拠出することが可能になりました。

このiDeCoは、投資に係る税制優遇制度の他にも、拠出額が全額所得控除の対象になり、さらには受け取りの際に年金形式で受け取れば、公的年金等控除の適用が、一時金として受け取る場合には退職所得控除が適用されることとなります。

投資に関する税制優遇制度は幅広く使いやすくなる傾向にあります。2018年は税制優遇制度を適用しながら非課税で資産を増やしてみるのはいかがでしょうか。

## 各制度の比較

	NISA	つみたてNISA	iDeCo
非課税投資枠(年間)	120万円	40万円	14.4万～81.6万円
運用時の優遇制度	5年間は運用益非課税	20年間は運用益非課税	非課税
その他の優遇制度	—	—	拠出額が全額所得控除
			受取時に一部控除有
投資対象	株式	○	×
	投資信託	○	○
	ETF	○	×
	REIT	○	×
	預貯金	×	×

「SCOPE創刊  
200号  
によせて」

私が辻・本郷に勤め出して約2年半が経過します。日々誰かに助けられつつ前進してきました。これからは誰かに助けられるだけでなく、誰かを助けながら前進していこうと思います。SCOPEは200号ということですので、16年以上前からあるということになります。このSCOPEの情報でいろいろな人が助けられながらずっと続いていると思うと、その偉大さを改めて感じました。200号おめでとうございます！(渡邊)



平山 宗善

(ひらやまむねよし)

●法人国際部

租税条約の恩恵を受けるために、支払相手国によっては「特典条項に関する付表」という書類を追加で提出する必要があります。

日本の居住者である個人や法人が、利子や使用料などを非居住者に支払う場合で、支払先の相手国と日本国との間で租税条約が締結されているときは、その支払について源泉の免除または軽減税率の恩恵を受けることができます（支払を受ける非居住者は支払者を経由して「租税条約に関する届出」と「居住者証明などの一定の添付書類」を支払者の所轄税務署に提出することが必要）。なお、この手続きは最初に支払が行われる日の前日までに行う必要があります。平成29年12月現在で日本国との租税条約締結がある国は68か国になります。

この租税条約の適用を受ける上で、まず支払相手が租税条約締結国の居住者であることが前提となり、この場合の居住者とは「その国で全世界所得課税の対象となる納税義務者」を指しますが、ほとんどの国では支払の相手が租税条約締結

国の居住者であれば、上記の手続きをすることによりこの恩恵を受けることができます。ところが、支払相手国によっては「租税条約に関する届出」の他に「特典条項に関する付表」という書類を提出する必要があります。

アメリカを例としますと、アメリカの居住者である個人または法人であればアメリカの証券市場で上場しているものやアメリカ居住者に支配されている法人で、アメリカ以外の国の居住者に対して一定以上の所得移転が行われていないものなど適格者に該当するかの判定が行われます（①適格者基準）。適格者に該当しない場合でも居住地国において営業活動に従事しており、所得がその営業活動に関連して取得されるものである場合には、その所得につき恩恵を受けることができます（②能動的事業活動基準）。この他に、権限のある当局が個別の事実確認を

行うことにより認められるケースもあります（③権限のある当局の認定）。

この制度を特典制限条項（Limitation on Benefits、以下LOB）といい、支払当事者以外の第三国居住者が締約国の形式的な居住者を通じて条約特典を不正に享受しようとするのを防止し、その者が真に特典を受けるべき立場にあることを確認することを目的とされています。この特典条項の判定は国によって違いがあり、アメリカのように全ての所得区分に特典制限の対象になっている国もあれば、一部の所得のみとされている国もあります。

この制度の対象となる国は現在10か国ほどになりますが、BEPS\*報告書行動6の租税条約濫用防止に規定においても、LOBについては大枠のモデルが示されており、BEPSプロジェクトの影響により今後はさらにLOBの採用が進んでいくと思われます。

※BEPS（Base Erosion and Profit Shifting） 税源浸食と利益移転

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

# もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

## M&Aを活用した事業承継の進め方 株式譲渡契約書①

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長 荒井 洋一

今回は「譲渡条件の最終確認」を紹介しましたが、今回からは実際に締結される「株式譲渡契約書」について2回にわたって解説します。

株式譲渡においては、買い手と売り手との間で対象会社の売買について合意する「株式譲渡契約書」を締結することとなります。株式譲渡契約書も売買契約の一つですので、売買の対象物とその引渡し時期、売買代金の金額や支払方法に関して記載されれば充足するはずですが。

しかしながら、株式譲渡という取引は、契約から実際の譲渡まで一定の期間を要することや「企業」という日々経営する中で変化するものが取引対象であることから単純な売買契約とは異なり、あらゆる特殊な規定が置かれることが通例です。

### (1) 譲渡代金の調整

前述の通り、株式譲渡においては契約の締結日と譲渡の実行日との間に一定の期間を置かなければならないことが多々あります。一方で会社の実態は日々刻々と変化します。

こういった事情から契約締結日と譲渡実行日の間に対象会社の価値

が変化するのが一般的です。譲渡日時点における対象会社の正確な価値が、その後数日においての収入・支出を集計してみなければ把握できないこともあります。これらを踏まえて株式譲渡契約においては、契約上に記載した譲渡代金について、譲渡後に精算する一定のルールを規定することがあります。

### (2) 譲渡の実行

株式譲渡の実行が行われる日時・場所と、実行において、買い手が譲渡代金を支払うこと、これと引き換えに売り手が株式を譲渡するために行うべき行動（株券の引渡し等）が規定されます。

### (3) 譲渡の前提条件

上記(2)の株式譲渡の実行が行われる前提条件が列挙されます。例えば後述する「表明・保証違反がないこと」、次号で解説する「譲渡の実行日までに行われるべき義務が履行されていること」、「対象会社の価値に重大な悪影響を及ぼすような事態が生じていないこと」等が規定されます。

### (4) 表明および保証

売り手と買い手がそれぞれ株式譲渡契約を結ぶ権限を有していること等を表明し、保証することに加え、売り手が買い手に対して契約締結時点や譲渡の実行時点において、対象会社の事業・資産の内容が一定の状態にあることを表明し、保証することが規定されます。買い手が、日々変化するとはいえ、売買の対象物である「企業」が一定の状態であることを前提として、その対価を支払って対象会社の株式を譲り受けるということを明らかにする機能があります。後々になって対象会社が前提とされた一定の状態でなかったことが判明した際には買い手が売り手に対しての補償責任を追及する根拠となります。株式譲渡契約の中でも重要性が非常に高い条項となっており、後々の紛争が生じる原因となることが多い規定となっております。

以上の点から株式譲渡契約書は一般的な売買契約書とは異なりますので、もし取引先等からM&Aの話が持ち込まれた際には遠慮なく会計事務所の担当者にお問い合わせください。

●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

G  
o  
l  
u  
n  
i  
o  
n  
.  
j  
p

# 脈動するインバウンド市場 vol.21

## 訪日外国人数から見る、真の親日度

日本へ多くの訪日外国人客が来ています。訪日客数が多い国から、中国、韓国、台湾、香港、米国の国・地域がトップ5ですが、人口比で見ると真の親日度が見えてきます。

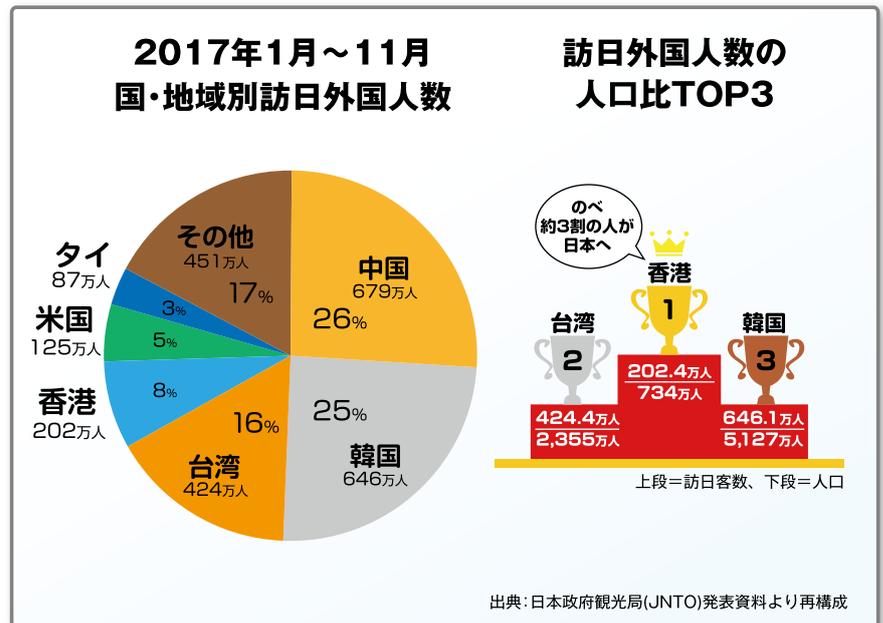


この号が出る頃には2017年の年間訪日外国人数が出そろっているかとは思いますが、執筆時には2017年11月までの速報値が出ています。予想値で2800万人台半ばと予測されていますが、2018年と比較して、約400万人増（前年比でおよそ17～18%増）となる見込みです。中国、韓国からの訪日客数が11月時点で679万人（中国）、646万人（韓国）と既に前年の1年分を大きく超えています。台湾が424万人、香港が202万人と続き、中国、韓国からの訪日外国人数が多い印象ですが、別の角度から見てみると、また違った景色が見えてきます。

### 香港人は日本大好き？

注目するのは、訪日外国人数4位の香港。中国や韓国と比較して約1/3、3位の台湾と比較しても約1/2の訪日客数にとどまる香港になぜ注目するかという「訪日外国人数の人口比」です。一見、中国や韓国からの「数」に目がいきますが、香港のこの「202万人」は実はとても凄い数字です。

香港の人口は約734万人です。つまり、11月までの時点で香港の27.6%が日本へ来ている勘定となり、3～4人に1人が日本へ来ている計算になります。12月の数を足せば、3人に1人が日本へ訪れている数字に近づくと考えられます。600万



人を超える中国は人口比では0.5%に過ぎません。比較的人口比の高い台湾で18%、韓国でも12.6%です。日本の人口比で置き換えてみるとよく分かると思いますが、日本人が3000万～4000万人も1年間で訪れる観光地や国などあるでしょうか？

### リピーターが多い香港からの訪日客

もちろん、延べ人数ですので、1人で何度も訪日しているパターンも多いで

す。じつは、香港からの訪日客の80%以上がリピーターだと言われています。しかも4回以上の訪日経験者が半数以上と、非常に何度も足を運ぶ香港人が多いことがわかります。ある意味、成熟した市場であると言えるので、伸びしろが多いとは言えないのですが、「リピーター＝いいお客さん」ですから、他の国の観光客が、同じようにリピーターになってくれれば、訪日観光客数が倍増することも夢物語ではないでしょう。日本のリピーターが多い香港から学ぶことはたくさんあると言えます。

徳田孝司の マルトク  
「月刊 トク堂」

#17 電子化で変わる？印紙税  
～電子媒体による契約は不課税～

1. 印紙税の課税対象

印紙税の対象となる課税文書は印紙税法で定められています。具体的には、契約書、領収書、注文請書等が印紙税の課税文書となります。業種や規模によっては課税文書が大量になったり、課税金額が多額になるなど、印紙税の負担が大きくなることもあります。(下表参照)

2. 電子文書は対象外

印紙税は、印紙税法に定められている課税文書が対象とされており、具体的には「書面による文書」とされています。従って、内容は契約書や領収書の内容と同じであったとしても、「書面」以外で取り交わされたものは、印紙税の対象とは

ならないこととなります。たとえば、メールでのやりとりや口頭でのやりとりなどは「書面」ではありませんし、そもそも印紙を貼ることもできません。

3. メール等の浸透で「書面」は不要？

文書管理の煩雑さやメール等の迅速性を考えると、「書面」そのものが、今後ますます減少していくことが考えられます。また、印紙税の負担を考えると、いっそう書面化する必要性がなくなります。特にグループ会社間での取引やオーナーとの取引などに伴う「契約」は、あえて書面化する必要はなく、印紙税のかからない方法により取引が行われたとしてもなんら不都合はありません。

4. 電子文書による方法

- ①グループ間での各種契約書・・・契約内容を電子化して、双方で確認し承諾のメールを授受
- ②金銭借用書・・・借用内容をメールで確認し、承諾の旨メールを授受

先方からの承諾メールをプリントアウトして保存した場合も、そもそも「文書」として交付されたものではないため、印紙税の対象とはなりません。なお、電子文書の場合、税務調査における確認方法も「書面」が存在しないため、メール閲覧等による内容確認が行われることになります。

徳田孝司 トク

印紙代はどの程度？

課税文書	対象	対象金額	印紙代	電子文書
不動産売買契約書	売買金額	5,000万円超～1億円以下	30,000円	非課税
		1億円超～5億円以下	60,000円	非課税
金銭借用書	借用金額	5,000万円超～1億円以下	60,000円	非課税
		1億円超～5億円以下	100,000円	非課税
請負契約書	請負金額	5,000万円超～1億円以下	30,000円	非課税
		1億円超～5億円以下	60,000円	非課税



**今回のパートナー**  
 池袋事務所 所長  
 公認会計士  
**山下 大輔**さん  
 池袋事務所で所長を務める山下さんは、拠点の責任者としても、法人税のスペシャリストとしても活躍中！

ぶらぶら 徳田理事長と行く

# ぶらトク

**1 サンプルを見る**  
 一同、感嘆の声を上げた試作品。さあ、がんばるぞ！



**2 瓢箪を選ぶ**  
 これからやってくる難しい作業を知らずに、無邪気に笑顔で瓢箪を選ぶ二人。



#022 ひょうたん  
**下北沢で瓢箪アート体験**の巻

撮影協力  
 田舎ごっこ(でんしゃごっこ)  
 東京都世田谷区北沢2-12-14  
 03-3414-0677 (定休日=土・日・祝日)  
<http://www.denshagokko.com/>

2,800円で  
 誰でも  
 体験可

感性を信じて  
 オリジナルの  
 ランプを創作

アメリカを旅した友人から、瓢箪でできたランプをもらった。自分もつくってみたいと調べたところ、下北沢に教室を発見！早速、理事長と製作体験を試みることにしました。

つくり方を教えてくれたのは「田舎ごっこ(でんしゃごっこ)」の大内邦昭さん。瓢箪の魅力に取りつかれ、10年ほど前に畑や教室までつくったそうです。「仕上がり想像して、穴を開けるんです。簡単なようで奥が深い」と解説を受けた二人は、早速作業を開始！仕上がりやいかに!?

**3 決定!**



**4 下絵を描く**  
 「ここですべてが決まる」と聞き、一生懸命、図案を考えました。



**7 完成** 世界にひとつしかないランプの完成に二人とも感動！できました！



**6 ライト仕込み**  
 もうすぐ点灯だ！



**5 瓢箪を加工**  
 山下さんは「勢いです!」、理事長は「職人になった気分」と順調に作業は進行。

学校の工作の  
 時間みたいだね



山下さん作



徳田理事長作

★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!  
 ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。  
 ★=[.....]



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

学校の工作の時間みたいだね  
 学校の工作だったけど没頭しちゃった

# 平成30年度税制改正セミナー

平成30年度  
税制改正大綱  
の  
注目点

- Point.1 事業承継税制の拡充
- Point.2 小規模宅地等の特例の見直し
- Point.3 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し
- Point.4 賃上げ・生産性向上のための税制

開催地	開催日	会場	講師
東京①	2月1日(木)	ベルサール 六本木グランドコンファレンスセンター	内田 大輔/井口 麻里子
東京②	2月8日(木)		
沖縄	2月6日(火)	沖縄県立博物館・美術館 美術館 講座室	清水 祐樹/前田 二太
青森	2月7日(水)	青森県観光物産館アスパム 4階 十和田	平川 亮/田邊 龍彦
仙台	2月13日(火)	TKPガーデンシティ仙台 ホール 30A	平川 亮/田邊 龍彦
盛岡	2月15日(木)	ホテルルイズ 3階 万葉の間	黒仁田 健/門田 雄輔
大阪	2月15日(木)	淀屋橋サウスビル 8階会議室	岡崎 奏斗/吉岡 健二
秋田	2月16日(金)	秋田市にぎわい交流館 4階 研修室 1	平川 亮/鷹島 悟
神戸	2月16日(金)	神戸国際会館 701号会議室	硯 一晃/秋山 香
広島	2月16日(金)	ANAクラウンプラザホテル広島 3階 カトレア	高木 亨/平原 誠
福岡	2月16日(金)	ソラリア西鉄ホテル 8階 北斗	二ノ宮 伸幸/吉久 猛
大分	2月19日(月)	J:COMホルトホール大分 201会議室	栗原 宮紀/水戸 圭介
宮崎	2月19日(月)	宮日会館 10階 第二会議室	西本 真治/菊池 哲
小田原	2月20日(火)	ラスカ小田原 6階 U-meテラス	上田 輝夫/村崎 一貴
北九州	2月20日(火)	リーガロイヤルホテル小倉 4階エメラルドホール	宮川 卓也/桃野 紗登美
新潟	2月21日(水)	学生総合プラザSTEP 3階 研修室 B	山口 拓也/真野 禎太
名古屋	2月21日(水)	ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 葵	平池 良/平澤 康二
横浜	2月22日(木)	横浜新都市ビル(そごう) 9階 ミーティングルームA	倉橋 良昌/杉本 ユカ
大宮	2月27日(火)	大宮ソニックシティ 6階 会議室601	山口 拓也/渡邊 悠貴
八戸	3月2日(金)	八戸プラザホテル ブリリアント	黒仁田 健/小笠原 隆二
札幌	3月22日(木)	北海道ビル 地下1階 会議室 ソクラテス	木村 信夫/青柳 淳行

開催時間

各会場 14:00 ~ 16:00 (受付 13:30 ~) ※札幌のみ 13:00 ~ 14:30 (受付 12:30 ~)  
※仙台のみ 15:00 ~ 17:00 (受付 14:30 ~)

◆お申込み & お問い合わせ

0120-730-706

【受付時間】 9:00 ~ 17:30  
※土日・祝日・年末年始除く

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通ビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
芝事務所	〒105-0014 東京都港区芝3-5-7 カレッタ芝3階 TEL.03-6435-1711 FAX.03-6435-2245
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷餅町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中事務所	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺事務所	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山事務所	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル (旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

SCOPEは創刊200号を迎えました。これもひとえに読者の方々へ愛されてきた証であると、感謝の気持ちでいっぱいです。本郷会長が初代編集長としてスタートしてから、すでに17年。そこには、多くのお客様と共に歩んだ、辻・本郷の貴重な歴史が息づいています。そして何より、節目となる記念すべき200号の発刊に携われたことを、今とても幸せに思います。これから次の300号に向けて、益々皆さまに愛されるSCOPEをお届けできるよう尽力してまいります。(佐脇)

## 「つなげる=Connect」

お客様とともに、つながる先の未来を創る

お客様内部の部署や業務をより良い未来へつなげる  
業務改善コンサルと、そのコンサルから派生して、  
お客様同士の紹介や、新しい事業展開へとつなげることを、  
私たちは目標としています。



# Hongo Connect & Consulting

## 会計 × 業務改善 × システム || コネクトコンサルティング

- 税理士法人が母体であるため会計税務に強い
  - 会計から遡って請求業務や経費精算など管理業務に強い
  - 管理業務系システムに強い
- これら3つをつなげるコンサルを強味とする会社です。

### 事業内容 SERVICES



コンサルティング

経理入力代行  
記帳代行

提携・商品紹介



システム導入支援

お問い合わせはこちらのメールへお気軽にご連絡ください >> [hcc-sales@ht-tax.or.jp](mailto:hcc-sales@ht-tax.or.jp)